

様式第6 (第3条関係)

預託等取引業者名
所在地
電話番号
代表者の役職名・氏名 印

事業年度（ 年 月 日 ~ 年 月 日）

附 屬 明 細 書

(特定商品等の預託等取引契約に関する法律第3条の規定により顧客に交付する書面)

- 1 特定商品及び施設利用権の明細
 - 2 投資の明細
 - 3 有形固定資産及び無形固定資産の明細
 - 4 預かり特定商品及び預かり施設利用権の明細
 - 5 借入金等の明細
 - 6 関係会社等との取引の明細
 - 7 引当金の明細
 - 8 当事業年度に係る役員の報酬等の総額の明細

(記載上の注意)

- 1 一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従つて作成すること。
 - 2 事業年度経過後3月以内の日に本書面を交付する場合には、直近事業年度の直前の事業年度を当事業年度として記載することができる（この様式において、以下同じ。）。
 - 3 各事業年度の株式会社の計算書類（「様式第2 貸借対照表」、「様式第3 損益計算書」、「様式第4 株主資本等変動計算書」及び「様式第5 個別注記表」をいう。この様式において、以下同じ。）に係る附属明細書には、上記に掲げる事項のほか、計算書類の内容を補足する重要な事項を表示しなければならない。ただし、株式会社以外の者は、該当しない事項の記載を省略できる。その場合には、「該当なし」と記載すること。
 - 4 「金額」の欄には、一円単位、千円単位又は百万円単位をもつて表示するものとするが、他の様式と統一し、かつ、使用した単位を明記すること。ただし、有効な数値がない場合には、科目的名称の記載を要しない。千円単位又は百万円単位をもつて表示する場合であつて、表示単位未満の数値で表示する際には金額欄に「0」と記載することとし、表示単位未満の金額は切り捨てること（合計欄も同様）。
 - 5 比率に係る事項については、小数点第2位以下を切り捨て、小数点第1位までを表示すること。

1 特定商品及び施設利用権の明細

(1) 預託等取引契約の目的となつている特定商品及び施設利用権の明細

【表1】預託等取引契約の目的となつている特定商品及び施設利用権の総括表

(単位：円)

流動・ 固定の別	種類	細目	期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	期末 残高
流動資産	(令第1条第○項第○号)		()	()	()	()
固定資産	(令第1条第○項第○号)		()	()	()	()
	合計					

【表2】特定商品及び施設利用権の運用状況表

(単位：円)

流動・ 固定の別	科目	期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	期末 残高
流動資産		()	()	()	()
固定資産		()	()	()	()
	合計				

(記載上の注意)

【表1】について

1 預託等取引契約の目的となつている特定商品及び施設利用権の種類（細目）ごとに作成すること。なお、「種類」には、施行令第1条に定める特定商品及び施設利用権のいずれに該当するかが明確となるように記載することとし、内書（括弧書）として施行令第1条に定める物品又は権利のうち該当する項及び号を「令第1条第○項第○号」のように記載すること。また、「細目」には、預託等取引契約において、「種類」よりも詳細に特定商品及び施設利用権の内容を特定している場合における当該内容が明らかになるように記載すること。

2 「期首残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「期末残高」の欄には、その数量並びに特定商品及び施設利用権の種類に応じた適切な単位を内書（括弧書）として記載すること。

と。

- 3 「当期増加額」及び「当期減少額」については、その増減事由を「預託等取引契約の締結による増加」、「預託等取引契約の満了による減少」又は「他資産への運用による減少」等のように脚注すること。
- 4 減耗が生じた場合にはその旨並びにこれによる簿価切下げ額及びその数量を、又は収益性の低下が認められた場合にはその旨及びこれによる簿価切下げ額を脚注すること。
- 5 特定商品及び施設利用権の保有目的に応じて、「期末残高」を時価で評価した場合には、その旨、その算定方法及びこれによる評価差額を脚注すること。
- 6 特定商品及び施設利用権について運用を行っていない場合には、特定商品及び施設利用権の種類（細目）ごとにその旨を脚注すること（この場合には【表2】の作成は不要。）。

【表2】について

- 1 預託等取引契約の目的となつている特定商品及び施設利用権について、他の資産に運用している場合（すでに運用していた資産を、さらに別の資産に運用している場合を含む。）に記載すること。
- 2 「科目」の欄には、「様式第2 貸借対照表」において、預託等取引契約の目的となつている特定商品及び施設利用権の運用後の資産を表示している科目（例えば、「商品」、「仕掛品」等の科目）を記載すること。
- 3 「期首残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「期末残高」の欄には、その数量及び資産の種類に応じた適切な単位を内書（括弧書）として記載すること。
- 4 「当期増加額」及び「当期減少額」については、その増減の事由を「他資産からの運用による増加」又は「他資産への運用による減少」等のように脚注すること。
- 5 減耗が生じた場合にはその旨並びにこれによる簿価切下げ額及びその数量を、又は収益性の低下が認められた場合にはその旨及びこれによる簿価切下げ額を脚注すること。
- 6 資産の保有目的に応じて、「期末残高」を時価で評価した場合には、その旨、その算定方法及びこれによる評価差額を脚注すること。
- 7 運用元となつた特定商品及び施設利用権の種類（細目）ごとに「特定商品及び施設利用権」計上時の契約価額を脚注すること。

(2) 預託等取引契約の目的となつていない特定商品及び施設利用権の明細

【表1】預託等取引契約の目的となつていない特定商品及び施設利用権の総括表

(単位：円)

種類	細目	期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	期末 残高	科目
(令第1条第○項第○号)		()	()	()	()	
(令第1条第○項第○号)		()	()	()	()	
(令第1条第○項第○号)		()	()	()	()	
合計						

【表2】科目別総括表

(単位：円)

科目	種類	細目	期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	期末 残高
	(令第1条第○項第○号)		()	()	()	()
	(令第1条第○項第○号)		()	()	()	()
	(令第1条第○項第○号)		()	()	()	()
合計						

(記載上の注意)

【表1】について

- 預託等取引契約の目的となつていない特定商品及び施設利用権（すなわち、預託等取引契約の対象資産となる在庫）の種類（細目）ごとに作成すること。なお、「種類」には、施行令第1条に定める特定商品及び施設利用権のいずれに該当するかが明確となるように記載することとし、内書（括弧書）として施行令第1条に定める物品又は権利のうち該当する項及び号を「令第1条第○項第○号」のように記載すること。また、「細目」には、預託等取引契約において、「種類」よりも詳細に特定商品及び施設利用権の内容を特定している場合における当該内容が明らかになるように記載すること。

- 2 「期首残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「期末残高」の欄には、その数量並びに特定商品及び施設利用権の種類に応じた適切な単位を内書（括弧書）として記載すること。
- 3 「当期増加額」及び「当期減少額」については、その増減事由を「当期仕入高による増加」若しくは「預託等取引契約の満了による再売買（預託者からの買取り）による増加」等、又は「預託等取引契約の締結による減少」等のように脚注すること。
- 4 減耗が生じた場合にはその旨並びにこれによる簿価切下げ額及びその数量を、又は収益性の低下が認められた場合にはその旨及びこれによる簿価切下げ額を脚注すること。
- 5 特定商品及び施設利用権の保有目的に応じて、「期末残高」を時価で評価した場合には、その旨、その算定方法及びこれによる評価差額を脚注すること。
- 6 「科目」の欄には、預託等取引契約の目的となつていない特定商品及び施設利用権（すなわち、預託等取引契約の対象資産となる在庫）が「様式第2 貸借対照表」において現に表示されている科目（例えば、「商品」、「仕掛品」等の科目）を記載すること。

【表2】について

- 1 【表1】に記載した科目的内訳を記載すること。ただし、預託等取引契約の目的となつている特定商品及び施設利用権と異なる種類のものについては記載を要しない。
- 2 「科目」の欄には、【表1】についての（記載上の注意）6と同様の内容を記載すること。
- 3 「期首残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「期末残高」の欄には、その数量及び資産の種類に応じた適切な単位を内書（括弧書）として記載すること。
- 4 「当期増加額」及び「当期減少額」については、その増減の事由を「当期仕入高による増加」若しくは「預託等取引契約の満了による再売買（預託者からの買取り）による増加」等、又は「預託等取引契約の締結による減少」等のように脚注すること。
- 5 減耗が生じた場合にはその旨並びにこれによる簿価切下げ額及びその数量を、又は収益性の低下が認められた場合にはその旨及びこれによる簿価切下げ額を脚注すること。
- 6 資産の保有目的に応じて、「期末残高」を時価で評価した場合には、その旨、その算定方法及びこれによる評価差額を脚注すること。

2 投資の明細

(単位：円)

区分	投資先	保有目的区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	減損(評価損)	期末残高	時価(実質価額)
投資有価証券								
関係会社株式	()							
出資金								
関係会社出資金	()							
合計								

(記載上の注意)

- 1 期首又は期末のいずれかに残高がある投資有価証券、関係会社株式、出資金及び関係会社出資金等について作成すること。
- 2 「投資先」の欄には、投資先の名称を記載すること。ただし、関係会社株式及び関係会社出資金については、これに加えて内書（括弧書）として、親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号に定める会社をいう。この様式において、以下同じ。）、子会社（会社法第2条第3号に定める会社をいう。この様式において、以下同じ。）、関連会社（会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第18号に定める会社をいう。この様式において、以下同じ。）又はその他の関係会社（会社計算規則第2条第3項第22号に定める会社をいう。この様式において、以下同じ。）等の別を、預託等取引業者との関係が明らかになるように記載すること。
- 3 「保有目的区分」の欄には、売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式若しくは関連会社株式又はその他有価証券の分類を記載すること。
- 4 「減損（評価損）」及び「時価（実質価額）」の欄には、金融商品に関する会計基準（企業会計基準第10号）の有価証券（株式その他の出資証券及び公社債等）の分類に従い算定された価額を記載すること。
- 5 区分ごとにまとめて、時価の算定方法を脚注すること。ただし、時価を把握することが極めて困難と認められる場合には、その旨及びその理由を脚注すること。

3 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：円)

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却累計額	期末取得原価
有形固定資産					()			
					()			
	計				()			
無形固定資産					()			
					()			
	計				()			

(記載上の注意)

- 「期首帳簿価額」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「期末帳簿価額」の各欄は帳簿価額によって記載し、期末帳簿価額と減価償却累計額の合計額を「期末取得原価」の欄に記載すること。
- 有形固定資産若しくは無形固定資産の期末帳簿価額に重要性がない場合、又は有形固定資産若しくは無形固定資産の当期増加額及び当期減少額に重要性がない場合には、「期首帳簿価額」、「当期増加額」及び「当期減少額」の各欄の記載を省略した様式により作成することができる。この場合には、その旨を脚注として記載すること。
- 当期の減損損失は「当期償却額」の欄に内書（括弧書）として記載し、減損損失累計額については「減価償却累計額」の欄に減損損失累計額を含めて記載すること。
- 合併、会社分割、事業の譲受け又は譲渡、贈与、災害による廃棄、滅失等の特殊な理由による重要な増減があった場合には、その理由並びに設備等の具体的な内容及び金額を脚注すること。
- 投資その他の資産に減価償却資産が含まれている場合には、当該資産についても記載することが望ましい。この場合には、表題を「有形固定資産及び無形固定資産（投資その他の資産に計上された償却費の生ずるものも含む。）の明細」等に適宜変更すること。

4 預かり特定商品及び預かり施設利用権の明細

【表1】

(単位：円)

流動・ 固定の別	区分	期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	期末 残高
流動負債	預かり特定商品及び 預かり施設利用権	()	()	()	()
	1年以内返済予定の 長期預かり特定商品 及び預かり施設利用権	()	()	()	()
固定負債	長期預かり特定商品 及び預かり施設利用権	()	()	()	()

【表2】契約満了スケジュール

(単位：円)

1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超

(記載上の注意)

【表1】について

- 「期首残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「期末残高」の欄には、その数量並びに特定商品及び施設利用権の種類に応じた適切な単位を内書（括弧書）として記載すること。
- 「当期増加額」の欄には、当期に締結した預託等取引契約に基づき預託等取引業者が預託者から預託を受けることを約した特定商品又は管理することを約した施設利用権の契約価額を帳簿価額としてその総額を記載すること。
- 「当期減少額」の欄には、当期に契約が満了となる預託等取引契約に基づき預託等取引業者から預託者へ返済した金銭の総額又は返還した財産に相当する価額である帳簿価額（当該資産を返還した日においてその時の時価を付した場合には、当該時価を付した後の帳簿価額）の総額を記載すること。

【表2】について

「長期預かり特定商品及び預かり施設利用権」については、貸借対照表日後5年以内に契約が満了となる預託等取引契約に係る債務の1年ごとの総額及び貸借対照表日後5年を超えて契約が満了となる預託等取引契約に係る債務の総額を記載すること。

5 借入金等の明細

(1) 長期借入金等の明細

【表1】

(単位: 円、%)

区分	相手先	期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	期末残高 (うち1 年以内返 済又は償 還予定額)	平均 利 率	返済期限 又は 償還期限
長期借入金					()		
社債	—				()	—	
リース債務					()		
					()		
合計					()		—

【表2】返済(償還)スケジュール

(単位: 円)

	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金					
社債					
リース債務					
合計					

(記載上の注意)

【表1】について

- 1 期首又は期末のいずれかに残高がある負債のうち長期借入金等について作成すること。
- 2 「区分」の欄には、長期借入金、社債、リース債務その他「様式第2 貸借対照表」に計上されている負債の科目について記載すること。ただし、「様式第2 貸借対照表」において「その他」として計上されている負債については、その内容を示す適切な名称を付した科目をもつて掲記すること。
- 3 「相手先」の欄には、相手先（借入先及びリースの貸主等）ごとに記載すること。ただし、社債については当該記載を要しない。また、相手先が多い場合には、区分ごとに期末残高の多い順等で記載し、その期末残高に重要性がない相手先（借入先及びリース貸主等）は一括して「相手先」の欄に「その他」として記載することができる。
- 4 当期中に増減がない場合には、その旨を脚注して「期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の各欄の記載を省略した様式により作成することができる。
- 5 「当期増加額」又は「当期減少額」の欄に仕入債務からの振替、債務の免除等の特殊な理由による増減がある場合には、その旨、理由及び当該増減額を区分ごとに脚注すること。
- 6 期末残高のうち、1年以内に返済（償還）が予定されているものがある場合には、「期末残高」の欄にその金額を内書（括弧書）として記載すること。
- 7 「平均利率」の欄には、加重平均利率を記載すること。ただし、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を「様式第2 貸借対照表」に計上している場合又はリース料総額に含まれる利息相当額を定額法により各事業年度に配分している場合には、リース債務については「平均利率」の欄への記載を要しない。なお、リース債務について「平均利率」の欄の記載を行わない場合には、その旨及びその理由を脚注すること。
- 8 重要な長期借入金で無利息又は特別の条件による利率が約定されているものがある場合には、その旨及び当該利率を脚注すること。
- 9 社債については、銘柄（例：「第〇回物上担保付第〇号社債」）、発行総額及び担保付社債又は無担保付社債の別を脚注すること。ただし、発行している社債が多数ある場合には、同一種類の社債ごとにまとめて記載することができる。また、金額の重要性が乏しい社債については「その他社債」として一括して記載することができる。
- 10 新株予約権付社債については、発行すべき株式の内容、新株予約権の発行価額、株式の発行価格、発行価額の総額、新株予約権の行使により発行した株式の発行価額の総額、新株予約権の付与割合、新株予約権の行使期間及び会社法第236条第1項第3号に掲げる事項の定めのあるものである場合にはその内容を脚注すること。

【表2】について

長期借入金、社債及びリース債務（1年以内返済又は償還予定額を除く。）について、貸借対照表日後5年以内における1年ごとの償還又は返済する予定総額並びに貸借対照表日後5年を超えて償還又は返済する予定総額を記載すること。

(2) 短期借入金の明細

(単位：円、%)

借入先	期首残高	期末残高	当期増減額	平均利率
1年以内返済予定 の長期借入金				
合計				

(記載上の注意)

- 1 期首又は期末のいずれかに残高がある負債のうち、短期借入金について記載すること。
- 2 「借入先」の欄には、借入先が多い場合は、区分ごとに期末残高の多い順に記載し、その期末残高に重要性がない借入先は一括して記載することができる。
- 3 「当期増減額」の欄に仕入債務からの振替、債務の免除等の特殊な理由による増減がある場合には、その旨、理由及び当該増減額を区分ごとに脚注すること。
- 4 重要な短期借入金で無利息又は特別の条件による利率が約定されているものがある場合には、その旨及び当該利率を脚注すること。

6 関係会社等との取引の明細

(1) 関係会社等との取引の明細

(単位： 円)

関係会社等 の 名 称	預託等取引業者 と の 関 係	営 業 取 引		営業取引以外 の 取 引 高
		売 上 高	仕 入 高	
合 計				

(記載上の注意)

- 1 「様式第1 業務の概況」の「3 関係会社等の概要」で記載した関係会社等との間に行われた取引について記載すること。
- 2 「預託等取引業者との関係」の欄には、親会社、子会社、関連会社又はその他の関係会社等の別を、預託等取引業者との関係が明らかになるように記載すること。
- 3 役員又は主要株主等との間で取引が行われている場合には、当該役員又は主要株主等についても記載すること。
- 4 関係会社等（役員又は主要株主等を含む。）との間に取引が存在しない場合には「該当なし」と記載し、以下の「(2) 関係会社等に対する債権の明細」及び「(3) 関係会社等に対する債務の明細」の記載を省略することができる。

(2) 関係会社等に対する債権の明細

(単位： 円、 %)

区分		相手先	期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	貸倒 引当金	期末 残高	貸付 利率	発生時期	回収予定 又は 返済期限
流動資産	受取手形	()				△		—		
	売掛金	()				△		—		
	短期貸付金	()				△				
		()				△				
		()				△				
	計					△		—		
固定資産	長期貸付金	()				△				
		()				△				
		()				△				
	計					△		—		
合 計						△		—	—	—

(記載上の注意)

- 1 期首又は期末のいずれかに残高がある債権のうち、関係会社等に対する債権について記載すること。
- 2 「区分」の欄には、受取手形、売掛金、短期貸付金、長期貸付金その他「様式第2 貸借対照表」に計上されている債権の科目について記載すること。ただし、「様式第2 貸借対照表」において「その他」として計上されている債権については、その内容を示す適切な名称を付した科目をもつて掲記すること。
- 3 区分ごとに滞留債権並びに担保及び保証の有無を脚注すること。
- 4 「相手先」の欄には、関係会社等の名称を記載し、内書（括弧書）として親会社、子会社、関連会社又はその他の関係会社等の別を、預託等取引業者との関係が明らかになるように記載すること（役員又は主要株主等との間で取引が行われ、債権が存在する場合においても記載すること。）。
- 5 「貸倒引当金」の欄には、金融商品に関する会計基準に基づいた債権区分（一般債権、貸倒懸念債権及び破産更生債権等）に従い、当該区分に応じて算出された貸倒見積高を記載すること。
- 6 「貸付利率」の欄には、短期貸付金又は長期貸付金に複数の貸付先がある場合については、金銭消費貸借契約書に記載されている貸出利率を加重平均した利率をそれぞれ記載すること。
- 7 「発生時期」の欄には、発生時期が一番古い債権の発生時期（例〇〇年〇〇月）を記入すること。
- 8 「回収予定又は返済期限」の欄には、貸付金については金銭消費貸借契約書記載の返済期限を記載することとし、貸付金以外の債権については回収予定の時期（例〇〇年〇〇月）を記入すること。

(3) 関係会社等に対する債務の明細

① 長期借入金等の明細

【表1】

(単位: 円、%)

区分	相手先	期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	期末残高 (うち1 年以内返 済又は償 還予定額)	平均 利率	返済期限 又は 償還期限
長期借入金	()				()		
社 債	()				()	—	
リース債務	()				()		
	()				()		
合 計					()		—

【表2】返済(償還)スケジュール

(単位: 円)

	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金					
社 債					
リース債務					
合 計					

(記載上の注意)

【表1】について

- 1 期首又は期末のいずれかに残高がある負債のうち、関係会社等からの長期借入金等について記載すること。
- 2 関係会社等からの長期借入金等がない場合には、「該当なし」と記載し、当該明細書の記載を省略することができる。
- 3 「区分」の欄には、長期借入金、社債、リース債務その他「様式第2 貸借対照表」に計上されている負債の科目について記載すること。ただし、「様式第2 貸借対照表」において「その他」として計上されている負債については、その内容を示す適切な名称を付した科目をもつて掲記すること。
- 4 「相手先」の欄には、関係会社等の名称を記載し、内書（括弧書）として親会社、子会社、関連会社又はその他の関係会社等の別を、預託等取引業者との関係が明らかになるように記載すること（役員又は主要株主等との間で取引が行われ、長期借入金等が存在する場合においても記載すること。）。
- 5 当期中に増減がない場合には、その旨を脚注して「期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の各欄について記載を省略した様式により作成することができる。
- 6 「当期増加額」又は「当期減少額」の欄に仕入債務からの振替、債務の免除等の特殊な理由による増減がある場合には、その旨、理由及び当該増減額を区分ごとに脚注すること。
- 7 期末残高のうち、1年以内に返済（償還）が予定されているものがある場合には、「期末残高」の欄にその金額を内書（括弧書）として記載すること。
- 8 「平均利率」の欄には、加重平均利率を記載すること。ただし、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を「様式第2 貸借対照表」に計上している場合又はリース料総額に含まれる利息相当額を定額法により各事業年度に配分している場合には、リース債務については「平均利率」の欄への記載を要しない。なお、リース債務について「平均利率」の欄の記載を行わない場合には、その旨及びその理由を脚注すること。
- 9 重要な長期借入金で無利息又は特別の条件による利率が約定されているものがある場合には、その旨及び当該利率を脚注すること。
- 10 社債については、銘柄（例：「第〇回物上担保付第〇号社債」）、発行総額及び担保付社債又は無担保付社債の別を脚注すること。ただし、発行している社債が多数ある場合には、同一種類の社債ごとにまとめて記載することができる。また、金額の重要性が乏しい社債については「その他社債」として一括して記載することができる。
- 11 新株予約権付社債については、発行すべき株式の内容、新株予約権の発行価額、株式の発行価格、発行価額の総額、新株予約権の行使により発行した株式の発行価額の総額、新株予約権の付与割合、新株予約権の行使期間及び会社法第236条第1項第3号に掲げる事項の定めのあるものである場合にはその内容を脚注すること。

【表2】について

- 1 関係会社等からの長期借入金、社債及びリース債務（1年以内返済又は償還予定額を除く。）について、貸借対照表日後5年以内における1年ごとの償還又は返済する予定総額並びに貸借対照表日後5年を超えて償還又は返済する予定総額を記載すること。
- 2 役員又は主要株主等との間で取引が行われ、債務が存在する場合においても記載すること。

② 短期借入金の明細

(単位：円、%)

借入先	期首残高	期末残高	当期増減額	平均利率
()				
()				
1年以内返済予定の長期借入金				
合計				

(記載上の注意)

- 1 期首又は期末のいずれかに残高がある負債のうち、関係会社等からの短期借入金について記載すること。
- 2 「借入先」の欄には、関係会社等の名称を記載し、内書（括弧書）として、親会社、子会社、関連会社又はその他の関係会社等の別を、預託等取引業者との関係が明らかになるように記載すること（役員又は主要株主等との間で取引が行われ、短期借入金が存在する場合においても記載すること。）。
- 3 関係会社等からの短期借入金がない場合には、「該当なし」と記載し、当該明細書の記載を省略できる。
- 4 「当期増減額」の欄に仕入債務からの振替、債務の免除等の特殊な理由による増減がある場合には、その旨、理由及び当該増減額を脚注すること。
- 5 重要な関係会社等からの短期借入金で無利息又は特別の条件による利率が約定されているものがある場合には、その旨及び当該利率を脚注すること。

7 引当金の明細

(単位：円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金	関係会社等				
	その他				
	合計				

(記載上の注意)

- 1 期首又は期末のいずれかに残高がある引当金について記載すること。
- 2 「区分」の欄には、引当金の種類を記載すること。ただし、貸倒引当金については、上記のとおり関係会社等債権に対するものとその他の債権に対するものに分けて明示すること。
- 3 「当期増加額」と「当期減少額」は相殺せずに、それぞれ総額で記載すること。
- 4 「当期減少額」の「その他」の欄には、目的使用以外の理由による減少額を記載し、その理由を脚注すること。
- 5 退職給付引当金について、会社計算規則第116条に基づき「様式第5 個別注記表」の「個別注記表（1）（一般的な注記事項）」の「17 その他の注記」として退職給付に関する注記をした場合には、記載を省略することができる。

8 当事業年度に係る役員の報酬等の総額の明細

(単位： 円、人)

区分	支給人数	報酬等の額	摘要
取締役			
監査役（又は執行役）			
計			

(記載上の注意)

- 1 執行役兼務取締役がいる場合には、それぞれの立場で区分して掲記又は一つにまとめて記載し、摘要欄に内訳を明示すること。
- 2 会社法第361条第1項第3号の報酬等のうち金銭でないものについては、金銭的価値を考慮して報酬等の額に含めるか、又は「摘要」の欄に記載すること。
- 3 報酬等の額に取締役又は監査役（若しくは執行役）に報酬その他職務執行の対価として付与された新株予約権の価額を含んでいる場合にはその旨を「摘要」の欄に記載すること。
- 4 取締役等の員数は、現に報酬等の支給の対象となつた者の員数を記載すること（無報酬の会社役員は含まれない。）。ただし、詳細については、会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第121条第3号及び第4号を参照のこと。
- 5 当事業年度に係る報酬等の額以外に、当事業年度に受け取る又は受け取る見込みの額が明らかになつた報酬等の額があれば、総額及び支給人数を「摘要」の欄に記載すること。
- 6 区分ごとに1人当たりの平均報酬等の額を算出し、脚注すること。ただし、常勤・非常勤の別及び社内・社外の別を明示して算出すること。